

令和4年度10月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

福祉部 生活支援課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
監査実施期間 令和4年10月6日から令和4年10月25日まで

7 本監査の期日

令和4年10月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<課題点等>

会計事務において、資金前途整理簿に記載漏れが見られた。
契約事務関係において、出来高検査調書の記載に不備が見られた。
これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

行旅死病人等一時援護費の関係書類に記載漏れが見られた。
これ以外については、概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務及びその他の事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外は概ね適正に執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

課題点等について、今後は適正に処理されたい。また、行旅死病人等一時援護費については、要綱制定等を検討されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策等の国全体の政策的要請を背景に、生活困窮者や住民税非課税世帯等への給付事業が重なる状況にあるが、適正な事務執行が行われていることに感謝の意を表したい。